

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.109

2003.9.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(10月のタイ祝祭日のお知らせ) 23日が祝日です。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを9月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版)

<http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm>、を更新しました。ご高覧ください。

(知的財産同窓会 (I P A A) の最近の活動及び予定)

8月28 - 31日に開かれたエキジビション I P R 2 0 0 3の展示に弊所と共に参加致しました。

9月25日にはA O T S及び経済産業省技術協力課より視察団を受け入れました。

10月6日から3日間中小企業向けに知的財産局及び工業振興局の支援、中小企業開発銀行(日本の中小企業金融公庫に相当)及びジェットロからの財源援助を得てセミナー開催を致します。

10月下旬にジェットロ民間人材専門家がI P A A事務局(弊所ビル22階)に派遣され長期駐在を開始します。現在、工業団地セミナー(タイ全土で約40箇所)を企画しております。

11月3日から5日まで日本発明協会主催、I P A A共催の発明奨励に係るセミナーを開催予定です。

タイ最高裁判所よりI P A Aに対し判決文要約を翻訳して出版掲載する許可が下りました。今後、同会のジャーナル(現在年に4回発行)には判決要約翻訳を掲載することとなりますので、

是非ご購入かつご利用戴ければと思います。

～ 編集者より～

仕事の合間を縫ってカビンブリ工業団地に行く機会があった。バンコクから北東へ車で2時間半(165Km)のパチンブリ県である。カンボジア国境の町アランヤプラテートまで残り僅か約70Kmに広大な工業団地があった。総計57社(内日系企業14社、三洋電機、日立製作所、ニチレイなど)が操業している。ホテル、住宅地、従業員アパート、リクレーション施設(プール、映写施設、バトミントンコート、ゴルフ練習場)など日常生活を工業団地内で優雅に過ごすことができるのが大きな特徴だ。特にこの地域はBOI(タイ政府投資委員会)ゾーン3に指定されていて、法人税8年間減免措置、その後5年間50%減免、また機械輸入関税措置も全額減免となっている。バンコクから東のパタヤ近郊の工業団地よりも遥かに優遇されているのがウリである。タイ政府は近年、工業団地を都市近郊からはるかに離れた地方への分散を図るためにこのような優遇措置を打ち出している。ここに働く約100名の日本人はそのほとんどが土日にバンコクの家族の元に帰る。いわば単身赴任の生活をしている。だが、この団地の生活環境はまさにバンコクと変わらない。ホテルの食堂はバンコクの有名日本食レストランが開業しており、味は霞ヶ関の某レストランと変わらない。新聞は読売新聞、テレビはNHKが常時映し出されている。至れり尽せりの環境である。つい数年前の工業団地の暗い風景とは全く違ってきているのに驚かされた。

さて、この工業団地を観に行っただけには目的がある。知的財産啓蒙普及するためには、バンコク中心部の日本人駐在員向けにセミナーを何度も開催しても限界がある。理由は金融商社関連の企業がバンコクに多いというのと、たとえ製造会社であっても駐在員から現場工場や開発部門に情報は的確に伝わらないのではないかと。という私の心配があった。むしろ現場に如何に模倣対策や特許管理指針や営業秘密指針を直接伝えるかがこれから日本企業全体にとって重要な国家戦略となってくると考えた。「そんな事は本社で既に十分にやっている」と言い張る方々が居るかもしれないが、実はたとえ有名企業でも「全く伝わっていない」というのが私の日頃の観察結果である。幸いにも、今年10月より経済産業省予算のジェット口派遣事業の中で知的財産に係る民間人材専門家のタイ知的財産同窓会事務局への派遣を要請し、この度本決まりになった。バンコクへ鎬矢として派遣されるのは若手女性弁理士である。思うにこのようなアジアでの民間団体内の弁理士活動は当に日本弁理士会の歴史上初めてではなかろうかと思っている。

この専門家活動の中で工業団地への巡回セミナーを実施する計画について現在本格的に検討に入っている。今までの日本弁理士の仕事のやり方は、時々アジアに行って、ちょこちょこ情報収集やら現地代理人との仕事の調整を行い、得た情報にバイアスをかけてクライアントに流

すが関の山であった。諸先輩に大変失礼だが今の時代は、このような従前の仕事のやり方ではクライアントへのサービスは追いつけないのが現状ではなからうか。まして、今の時代は研究開発部門もアジアへ進出しようとしているのである。問題の事後処理の仕事よりも問題発生の予防措置、それも我々日本企業群という公共目的をも含めた活動にそろそろ重点を置かねばならない時が来ているのではなからうか。今年度は、ジェットロ派遣事業でタイだけではなくホーチミン、中国にもこのような民間人材派遣を予定していると聞く。現地での活動を問題解決型に留まることなく予防措置型の活動をぜひ望みたいものである。弁理士や企業 OB の方々も、是非、発想の転換をして戴いて、我も我もと派遣希望者が出てくることを望む次第である。

～アメリカが貧困国へ後発薬の販売を認める～

EU やスイスなど、アメリカを除く薬品製造大国は昨年 12 月、貧困国へエイズやマラリア、結核といった疾病治療のため、後発薬の販売を許可するという取り決めに調印したが、アメリカは地元製薬業界の高い支持を受け、WTO にて反対し、取り決めに阻止した。これについて 9 月にメキシコで行なわれる WTO 閣僚会議に先立って行なわれた交渉で、アメリカはこれまでの姿勢を覆し、貿易ルールの適用除外とし、販売を認めるとの方針を示した。アメリカは世界の最貧困層の人々に生命維持に必要な薬剤を提供するための解決策に反対の姿勢を取ってきたことで、これまで孤立した立場にあった。貧困国では既に特許強制実施許諾 (compulsory license) に基づき、生命に関わる場合には正規薬剤のコピーを製造することが認められている。しかしながら最貧困国では、このような薬剤を製造する工場がないため、特許強制実施許諾に基づき、暫定的な取引協定としてブラジルやインドなどの発展途上国から後発薬を輸入することが認められることになった。(2003 年 8 月 29 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～EU が保護を必要とする 41 の有名地理的表示を決定～

9 月 10 日から始まる WTO のカンクン会議に先立ち、数週間に渡る論議の結果、EU は昨日、パルマハム、Rioja ワインなど世界的にブランド保護されるべきだとされる有名な飲食品 41 品目のリストに合意した。EU は貴重な料理のメニューを WTO 下で保護できるよう支援を得ることを望んでいる。執行委員会によれば最終リストに残った 41 品目は貴重な価値があるばかりでなく、世界中でコピーされている。例えばシャブリ、シャンパン、コニャックといった飲み物や、ゴルゴンゾーラ、マンチェゴといったチーズがこれに当る。協議の間には、EU 加盟国が自国の名産品をリストに加えようという動きから、協議が行き詰まることが多々見られた。この協議はマーケットアクセスを遮断する手段に地理的表示を使用しているとも取られ、アメリカなど EU の貿易相手国の感情を刺激している。例えば米国はイタリアの世界的著名な食品ブランドを侵害しており、その額は数十億ドルに及ぶとイタリア政府は主張している。イタリアの産業グループ INDICO (Institute of Consumer Goods Companies) の調査では、米国内市場でのイタリア風食品 177 億ドルの売上げの中で 8.5%、15

億ドルが真正イタリアからの食品だったという。

(2003年8月30日、タイネーション)

～ WTO のコピー薬輸入容認が土壇場で中止～

ジュネーブで開かれた WTO の一般理事会において、先にトップ協議によって認可された貧困国への安価な薬剤提供についての承認が延期された。協議者によれば、土壇場になってアルゼンチン、フィリピンなど数カ国が取り決めの解釈について声明を発表することを求め、後は形式的に承認するだけだった認可が中止されたということである。薬を製造することができない貧困国がエイズやマラリアなど生命に関わる病気のコピー薬を安価に輸入できるようにすることは、一方で、貿易ルールで保護されている多国籍企業の特許を無視するということでもある。世界的な製薬会社を複数持つアメリカとブラジル、インド、ケニア、南アメリカの間で交渉が続けられていた間、WTO加盟国は合意が成立した協定についての支援を表明していた。ブラジルとインドはコピー薬の主な製造元であり、ケニアと南アフリカはエイズとマラリアの被害を最も受けている国であると推測されている。現行の国際貿易ルールでは、国内に製薬産業を持つ先進国又は発展途上国に対し、生命の危険がある場合に特許権を放棄し、特許強制実施許諾を発行することを認めているが、製薬産業を持たない国については言及されていなかった。これについて WTO 加盟国の間では、2年近くに渡り解決策への協議が進められていた。(2003年8月30日、タイネーション)

～ WTO、貧困国の安価な薬剤輸入を認可～

WTO は昨日、貧困国に対し生命に関わる病気の安価な治療薬の入手を認める決議を承認した。これについて WTO の Supachai Panitchpakdi 事務局長は歴史的合意だとコメントしている。またケニアの Amina Chawahir Mohamed 大使もアフリカ、特に治療薬を必要としている人々にとって朗報であると決議を歓迎する姿勢を示している。しかし、国際的人道的支援団体である Oxfam and Medicines Sans Frontieres(MSF)は、この決議について「欠陥があり」、「有効な解決策とは言えず」、「アメリカと西洋の製薬業界のために作られた物である」とコメントしている。エイズのコピー薬が手に入るかどうかは、アフリカに 3,000 万人、世界に 4,200 万人(国連調べ)と見られるエイズ患者にはまさに死活問題である。この問題については、水曜に一旦合意に達したが、金曜にフィリピン率いる多数の発展途上国が解釈を巡る疑問を表明化し、暗礁に乗り上げた。情報筋によれば、この後エジプト、ケニア、モロッコ、タンザニア、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエといったアフリカ諸国からの代表団が反対者に対し再検討するよう働きかけを行い、合意に至ったということである。(2003年8月31日、タイネーション・シンガポールストレイトタイムズ)

～ WHO が WTO のコピー薬に関する決議を支持～

WHO の Lee Jong-Wook 事務局長は貧困国が特許権を超越し、特許強制実施許諾に基づき、安

価なコピー薬を輸入することを認めた WTO の決議を歓迎する意向を示した。同事務局長は一方、医師、看護婦、インフラが不足しているというのも事実で、薬剤の不足が元凶であると考えるのは間違いであるとも語っている。この合意により、コピー薬を製造しているブラジルやインドといった国で、特許の権利放棄を営利目的で悪用される可能性があることに製薬業界は懸念を表明している。(2003年9月3日、タイネーション)

～シンガポールで並行輸入によるコピー版日本ドラマビデオが横行～

シンガポールでは正規品の発売開始前に、並行輸入された映画やテレビ番組のコピーディスクが検閲を通過し、市価で販売されている。例えば、「ロード・オブ・ザ・リング～二つの塔」は世界でビデオが発売開始されるのが8月26日であるにも関わらず、今月初旬から店頭に並んでいる。コピー商品は海外の業者から直接輸入され、コピーが検閲官に提出された後、正規販売店で本物と詐称して販売される。この映画の販売権を持つ Alliance Entertainment 社は3週間前、3社に対し著作権侵害についての訴えを高等裁判所に起こしている。同社によれば、並行輸入コピービデオはライセンスを受けていない海外の業者から直接輸入されたものだということである。シンガポールの Anti-Video Piracy Association が昨年行なった調査では、最大のヒット商品は日本のドラマで、日本ドラマのVCDの90%がコピー版であることが報告されている。この報告によれば、シンガポールで販売されている日本ドラマのコピーVCDは355作品に及び、このうち三分の一はオリジナル商品とパッケージが異なるということである。その他、日本アニメのDVDやVCDが約510作品市販されている。このことは正規の権利者に打撃を与え、政府の税収が170万ドル失われている。この状況を解決すべく、昨日フジテレビや日本テレビといった海外の大手企業や地元企業など業界の19社が集まり、正式に協会を立ち上げた。この協会では5年計画の戦略を打ち当て、コピー商品を見分ける方法の宣伝、当局と協力してより厳しい規制の実施などを行なう予定である。この立ち上げを担当した Ho Peng Kee 法務自治担当大臣 (Senior Minister of State for Law and Home Affairs) は、政府は著作権法違反者の懲役期間の延長等含めた法の厳格化について言及した。同大臣によれば、3年前に警察が知的所有権部門を編成して以来、2,000回以上の取締りが行なわれ、4,500万ドル相当のコピー商品が押収された。(2003年7月31日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールでマクドナルドが「MacTea」を提訴～

McDonald's Corporation、インスタント飲料や食料品を「MacTea」「MacChocolate」「MacNoodles」という名称でロシアやベトナムなどで販売しているシンガポールの Future Enterprises 社の上記商標使用を阻止しようとしている。4月、Principal Assistant Register of Trade Marks はマクドナルド社の異議申立てを退け、現在高等裁判所で審理が行なわれている。Future Enterprises 社はもともとコンピューター販売会社であったが、1994年からインスタント食品ビジネスに参入し、現在は口

シアやベトナムでインスタントのお茶、ココア、麺類などを販売している。裁判でマクドナルド側は「マックチキン」「マックナゲット」「マックマフィン」など「Mc」から始まる商標について絶大な評判と信用を得ていると主張している。1988年から1998年までの間に年間売上げは7,795万ドルから2億3,089ドルへと伸び、広告に係る経費も347万ドルから1,101万ドルへと増加している。このことから、「Mc」の商標は広告で大々的に宣伝されたことで、マクドナルドの商品のシンボルとなり得たとしている。これについて、Future Enterprises 社側は「Mac」という商品名は「洗練された、西洋の、資本主義的な、アメリカンテイスト」を表すものだとして主張している。これに対し、マクドナルド側は多くの人々は「MacTea」「MacChocolate」「MacNoodles」が McDonald's の一連の商品と出所混同を招くと反論している。また、Principal Assistant Registrar は、Future Enterprises の鷹のマークに重点を置いて判断し、Mc という文字は商標の主要部分ではないと判断した。(2003年9月4日、シンガポールストレイトタイムズ/2003年9月5日、タイネーション)

～マレーシアで国際的コピーディスク通信販売シンジケートを逮捕～

マレーシアのペナンでコピーCD製造に関与している国際的通信販売の巨大シンジケートが逮捕され、100万RM(46.3万シンガポールドル)相当のVCD、DVD、コンピューター機器が押収された。国内消費者省のエンフォースメントチームにより5ヵ所で一斉に行なわれた捜索で、3万55点のディスクが押収され、男5人と女4人が逮捕された。この他、オーストラリア、アメリカ、イギリス、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、フランス、オランダなどの国々の顧客からのインターネットを通じた注文を受けるためのコンピューター7台、プリンター1台、スキャナー1台、CDライター1台、ノートパソコン2台も押収されている。エンフォースメントチームによれば、押収されたディスクの中には「Bruce Almighty」「LXG」「2Fast,2Furious」などの最新作も含まれており、7ドルから18ドル程度で海外の顧客に販売されていた。エンフォースメントチーム20名は5班に分かれ、Paya Terubong、Jalan Thean Teik、Medan Angsara、Jalan Bukit Jambul、Jelutongの各地区の建物を強制捜査した。Paya Terubong地区の4階建ての建物を捜索する際、中にいた者がドアを開けるのを拒否したため、係員はドアを蹴って開けた。捜索班は海外の顧客向けにクーリエ便配達用にDVDとVCDを包装していた20歳から35歳までの男4人、女2人を拘束した。エンフォースメントチームは捜索に当り、1週間前から建物を監視していた。(2003年8月13日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシア政府の価格統制案にVCD販売業者が懸念～

映画ディスクの販売業者は昨日、マレーシア政府が販売価格の大幅値下げするよう命令したことに対し、大量の倒産を招き、ハリウッドがマレーシア市場との取引を拒否することになると政府を批判した。国内消費者省のMuhyiddin Yassin大臣は、コピー商品撲滅への取組みの一環として、1月1日より国内で製造した外国映画のVCDは上限価格14RM(約3.70ドル)で販売すると発表した。これに対し販売業者は昨日、省担当官との緊急会合を行い、普段安価なコピー商品を購入し

ている消費者向けに、正規映画ディスクを値下げしようという政府の期待に対し、利益が出なくなってしまうと訴えた。マレーシア最大のディスク販売店「Speedy Video」のシニアマネージャー、Jeremy Ong氏は、このような低価格ではアメリカの映画会社はマレーシアの会社に販売権を与えなくなり、ハリウッド映画が店頭から消えてしまうと指摘する。VCDのほとんどはコスト削減のため現地で生産されており、ハリウッド映画のVCDは現在30RM(約8ドル)で販売されている。近年、コピー版VCD、DVDにより正規品の売上げは大きく落ち込んでいる。最近の取締りにより、オープンに販売されることはなくなってきたが、闇市場では未だ安価なコピー商品が販売されている。コピー版映画、音楽はアジア全土に氾濫しているが、マレーシアは一大製造販売拠点として知られている。何回か取締りに失敗した後、マレーシア当局は5月に大掛かりな取締りを行い、何百万点ものコピーディスクを押収し、コピー商品を販売していた路上の露店を閉店させている。(2003年9月19日、バンコクポスト)

～インドネシア新著作権法、未だ厳しさに欠ける～

インドネシアの新著作権法では厳しい規制を謳い、法執行機関にコピー商品の密輸を取り締まる権限を与えた。ソフトウェアやエンターテインメント製品の供給国であるアメリカやその他の国によりインドネシアの状況は改善されるかもしれない。しかし、コピー商品の販売が多いジャカルタ市内の数地区を調査した結果、火曜日に施行された規則はまだ厳しさに欠けていることが判明した。当局が新しい権力をどの程度行使することができるのか不明確であり、Yusril Ihza Mahendra 法務大臣自身も新しい規則のエンフォースメントは「問題あり」だと述べている。この状況では、アメリカ政府は知的財産侵害に対するインドネシア政府の対策が十分でないと主張し、インドネシアは貿易制裁やその他の制裁措置を受ける可能性を否定できない。業界の専門家はインドネシアで販売・使用されているCD、VCD、DVD、コンピューターソフト、ビデオゲームのうち80%以上がコピー商品であると指摘する。South Jakarta mallのある売店ではハリウッドの最新ヒット作のコピーDVDが2万5,000ルピア(5シンガポールドル)程度で販売されている。この店の店主は当局の取締りにあったが、「自分の店の商品は人気で、西洋人も多数購入して行く。しばらくの間は店を閉じるつもりである。警察の取締りが厳しければそのまま店を閉めておくが、元通りになれば1ヵ月以内に販売を再開する。」と述べている。現在までジャカルタ警察は広く報道された弾圧を実施し、その後押収した商品を焼却することになる。小売販売者らは当局の取締りは決まった場所、かつ同業者が集まった場所で販売活動を行なっている者のみを対象にしており、目立たなければ安全だと述べている。また、インドネシア貧困階層の人々の多くが違法取引で生計を立てているという事実も問題の一つである。国家警察副広報官のEdward Aritonang氏は、警察はわずかな人数よりも大規模な生産者や販売者に焦点を当てて行く」と述べている。これについて同氏は、警察は差別をしているのではなく、取締りによる路上での暴動を避けたいだけで、中級から上級階級の業者を優先していくと語った。(2003年7月31日、シンガポールストレイトタイムズ)

～インドネシアのコピーCD 販売者、当局を嘲笑し販売を再開～

インドネシアで7月末に施行された著作権についてコピー版DVD、CD、VCD、コンピューターソフトを販売する業者たちは効力がないと口を揃え、当局を嘲笑し、再び販売を始めた。「客が満足し、我々も満足し、警察官ですらうちの商品を買って満足している。」とある販売業者は語る。インドネシアでは海賊版メディアの卸売や小売は大きなビジネスで、アメリカ政府、国際貿易機関、メディア保護機関の監視対象国になっている。Indonesian Intellectual Property Societyによれば、正規娯楽商品を販売している地元企業は年間約 3,000 万ドルを損失している。ハリウッドの大手映画会社からなる Motion Picture Association は会員企業が昨年アジアで損失した額は12億ドルに上ると発表している。ジャカルタでは先月海賊商品の取締りが行なわれている。新しい法律ではコピー商品の卸売業者、販売者、及び購入者に1ヵ月以上7年以下の懲役と60万ドル以下の罰金が科される。(2003年8月1日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ地理的表示法案修正委員会、タイ原産動植物種を同法保護対象品種にする決定～

商務省は地理的表示法案についてのこれまでの姿勢を覆し、ジャスミンライスなどのタイ原産の動植物を保護対象品種とすると発表した。上院下院の法案修正合同委員会で木曜、動植物種は一般名であると謳った第3条の条項を削除するという案が賛成11票、反対3票で決議された。固有の動植物種の名前に原産地を示すものが含まれていない場合、その固有動植物は国際社会では「一般名」と見なされて行くのかという点について商務省、天然資源環境省、学識経験者の間で論議が交わされてきた。これについて知的財産局の Yanyong Puangraj 局長は昨日、商務省と政府は条項の削除に賛成しているとコメントした。チュラロンコン大学法学部の Charoen Compeerapap 教授は委員会の決定に反対票を投じる議員もいるだろうと懸念を表明している。この法案はWTOのTRIPS協定の義務を果たすため、消費者を混同させるような生産物の表示や提示を避けることを目的に商務省が草案した。2001年11月に下院を通過した後、上院で問題の条項が加えられ、この意見の食い違いにより委員会を発足させるに至った。(2003年8月16日、バンコクポスト)

～タイでIPフェスティバル開催～

8月28日から9月1日までの4日間ルンピニー公園において、「Thailand IP Festival 2003」が開催される。今年で4年目となるこのイベントはタイ知的財産局協賛で、タイのクリエイターの優秀な製品デザインや発明品が展示される。「一村一品計画」(One Tambon, One Product)の製品のうちタイで特許を取得した100点も展示される。今年にはアクアリウムランプ、アルコール飲料製造機器、もやし栽培・収穫の機械、ココナツを開ける道具などを目玉に40点の受賞作品が展示される。展示作品は全て本格的に製造されており、多くの場合生産者は多額の利益を得ている。発明者

やデザイナーの中には経営者として成功を収めている人もいる。昨年木製品部門で3位になった Thosapol Usahawong 氏のアクアリウムランプは単価 1,200 パーツから 8,000 パーツで、昨年の発売開始時から、毎月 9 万パーツ以上の売上げを上げているとのことである。知的財産局の Yanyong Phuangrach 局長は、知的所有権の尊重と保護、加えて利益へ還元を推奨するのがねらいであると述べている。この他、国王の発明品、絵画、音楽作品、王女の著作物や音楽作品なども展示される。(2003 年 8 月 18 日、タイネ - ション)

～タイ、パリ条約と PCT 加盟への動き～

タイの創作者が自身の知的所有権を外国で保護できるよう、タイ知的財産局 (Department of Intellectual Property, DIP) はパリ条約と PCT に加盟するよう政府に許可を求める予定であると DIP の Yanyong Phuangrach 局長が発表した。これにより、今まで国ごとに申請しなければならなかったものが、一回の申請でパリ条約に加盟する 120 カ国でタイが所有する特許が保護されることになる。同局長によれば、DIP では地元の発明を奨励するため、特許出願料を引き下げること検討中である。昨年は、食料、薬の製法、デザインなどを中心に 8,300 件の特許が申請されたが、今年は 8,800 件程度に増加すると期待されている。しかしタイにおける申請の 90% が外国人によるものである。(2003 年 8 月 27 日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局副局長が、地元中小企業の知財保護の重要性を示唆～

タイ知的財産局の Thawatchai Sophastienphong 副局長は、タイの経営者、特に中小企業の経営者は国内外の市場における自社製品保護の重要性に関心を持つべきだと語った。タイの経営者は製品保護にあまり関心を持たないが、世界は変化し、グローバル化に伴って、市場での競争は激しさを増している。権利を保護することにより、他の製品と差別化を図り、製品に付加価値を加えることができると同副局長は述べている。同副局長は製品デザインの保護により産業・製造業界や伝統芸術・工芸の創造性が奨励されることで、経済の発展へとつながり、投資に対する適正な利益も確保される、と語る。第三者が模倣品を製造できなくなることで、製造者と経営者は市場での売上げの全額を手にするようになる。しかしながら、タイ当局による権利証明ではタイ市場でしか製品を保護できず、タイ製造業者が外国でも権利を施行できるようにするには、権利保護を受けたい国で申請を行なう必要がある。(2003 年 8 月 30 日、タイネ - ション)

～タイでヤングデザイナーコンテスト開催～

8 月 29 日、ELLE DECORATION and PROPAGANDA Young Designer Award の表彰式が行なわれ、チュラロンコン大学教育学部芸術教育学科の Waranyu Sirikaorop さんの取り外し可能な衣装ハンガーでできた洗濯カゴ「Take Two」が、ベストデザイン賞と投票で選ばれる観客賞を受賞した。このコンテストは 2000 年に ELLE DECOR Young Designer Award として始まり、昨年より地元メー

カーの PROPAGANDA 社との共催になった。今年のコンテストのテーマは「Functional Domestic Product」、コンセプトは「Think Global, Act Local」であった。参加作品はタイの社会と環境を考慮し、リサイクルできるものであることが求められる。コンテストには 130 点以上の応募があり、6 作品が表彰された。(2003 年 9 月 4 日、バンコクポスト)

～ 知的所有権の平等とは？世界中の人々は、知的財産へ合理的アクセスをすべきでは～

知的財産は利益を生み出すが、それと同時に経費も必要となる。権利所有者に独占的な権利を与えれば、そのアイデアや発明が生み出す利益はある人々にとっては近寄りがたいものとなる。例えばエイズ治療薬が良い例である。もし新しい治療薬が開発されても、高い値段で売り出されたとしたら、貧しい人々には購入できず、最新の治療を受ける機械が失われる。この他、コンピューターソフトの適正市場価格も例として挙げられる。アメリカで 50 ドル(約 2,100 パーツ)で販売されているソフトがタイに来るとどうなるか？同額若しくは 7,000 パーツで販売されることになる。ソフトに代用品がないからといってタイの消費者はこの価格を受け入れなければならないのだろうか？ニカ国の生活水準の違いを考えれば 1,200 パーツ程度が妥当なのではないか？インターネットの時代になり、我々は瞬時に世界の情報を手に入れられるようになったが、これに必要なコンピューター、ソフトウェア、その他の情報通信システムは全て知的財産である。こういった機器の価格は世界の人々の運命を左右する。教育を例にとって考えてみると、先進国ではインターネット等を使用し、教育システムが刻々と進化しているのと対照的に、発展途上国ではインターネット周辺機器が購入できず、紙と鉛筆といった昔のスタイルで勉強を続けている。不平等な教育機会は不平等な社会や経済発達へと繋がる。(2003 年 9 月 8 日、バンコクポスト)

～ タイ税関、模倣品の疑いのある貨物の引き止め期間を 10 日間へ延長～

違法デジタルディスク貿易への対策として、著作権者は不審な貨物の引き止め期限を現行の 24 時間から 10 日間に延長するという覚書が昨日交わされた。タイ知的財産局と税関は、模倣品密輸の防止と抑制に関する覚書(memorandum of understanding on the prevention and suppression of smuggling pirated goods)をエンターテイメント又は法律に関する民間企業 18 社と結んだ。税関の Chavalit Sethameteekul 局長は税関係員が、貨物が模倣品であるかオリジナル商品であるか見極める時間を 10 日間に延長したと発表した。商務省の輸出入法(Exports and Imports Act)に基づき、留置期間延長が施行される。税関の規則(regulation)では、模倣品だと疑われる貨物を 24 時間しか留置できなかったが、これでは検査をするのに不十分で、著作権者に知らせる時間もなかった。この期間延長は外国のエンターテイメント企業がタイの違法視聴覚商品の輸出入について訴えたことがきっかけになり行なわれた。Watana Muangsook 商務省副大臣は、コピー版 CD、DVD、VCD 対策について政府機関と民間企業の協力を促進するため、輸出入法を用いて留置期間延長を許可することにしたと述べている。また著作権者は税関に対し、留置によって起こり得

るダメージについて責任を負うため、保証金を支払うことが求められる。(2003年9月13日、バンコクポスト)

～タイ上院で地理的表示法案が可決～

タイ上院は金曜、地理的表示法案を賛成98票、反対23票で可決し、特定の地域から固有の動植物種、生産物の登録ができるようになった。この法案で登録が認められているのは、東北地方 Thung Kula Ronghai のジャスミンライス、スラータニー県の Rongrian 種のランプ - タン、Chaiya 塩玉子、バンコクの Bang Mot ミカンなどである。地理的表示法案修正委員会においてジャスミンライスを一般名と解釈すべきか、登録を受付けるかについて議論され、変更されるに至った。草案の段階では特定地域固有の天然の物、農作物、手工芸品、工業製品が登録対象となっていた。外国の品目については、その国で地理的表示として登録されたという確かな証拠があれば、タイでも登録することができる。登録フォーム、その他の詳細は担当登録官・秘書官である知的財産局局長が受付ける。知的財産局局長は地理的表示が不正使用された場合、その使用を差し止め、使用者に罰金を科す権限を持つ。商務大臣は省令を発令し、地理的表示の対象品目を布告する権限を持つ。(2003年9月14日、バンコクポスト)

～タイでコピーCD撲滅に向けCD製造機械を規制する法案審議～

音楽、映画、コンピューターソフト CD のコピー阻止に向けた試みの一環として、タイ政府はコピー商品の生産に注目している。明日下院ではコピーCD製造に使用する機械と材料の販売を規制する法案が審議される。この法案では該当する機械の製造業者は政府に対し、販売について定期的な報告をしなければならぬことになっていると与党院内幹事の Sukhumpong Ngonkham 氏は語っている。機械の持ち主も同じく商務省に対し、機械の設置場所、CD製造に使用するプラスチックペレットの数、ペレットの保管場所、CDの製造数を報告することが義務付けられると見られる。Sukhumpong Ngonkham 氏によれば、CD製造機械を購入した人は30日以内に購入したことを商務省に届けなければならない。また、CD製造ビジネスを始めたい人はまず商務省から許可を受けなければならない。許可が下りると、知的財産局がロゴを発行し、その工場で製造する全てのCDにそのロゴが印字される。また、工場はCDのロット単位全てと発注元の名前を報告する義務もある。法案では知的所有権侵害者に対する罰則も強化しており、最高で5年間の懲役及び100万バーツの罰金が科される。この数ヶ月間の取締りにも関わらず、コピーCDはバンコク周辺の多数のショッピングモールにある小規模小売店で販売されており、特にプラトゥーナム地区にある店が違法CDの販売拠点として知られている。(2003年9月16日、タイネーション)

～インドで販売されている薬品、5分の一は模造品～

インドでは薬局で販売されている薬品のうち、実に5分の一が模造品であることが問題になってい

る。これにより無数の人名が失われ、合法製薬会社は 1 年間に 10 億ドル近く(年間売上げの 15 ~ 20%) 売上げを損失している。この問題は Sushma Swaraj 保健大臣が模造薬品で利益を上げている「死の商人」に、死刑をほのめかしたことから広まり、インドの大手ビジネスグループ Confederation of Indian Industry では取締りと消費者保護に向けての段取りを提案した。咳止め、抗生物質から血圧の薬まで偽造薬の多くは、効能が僅かしかないか若しくは全くなく、重い病気にかかっている人には潜在的に命を危険にさらすことになる。アメリカはこの問題に対し、インドの薬剤輸出を監視対象とする措置を取り、インド産業界の幹部はこの問題が他の産業界に波及することを恐れている。偽造薬製造は簡単でかつ莫大な利益を上げられることから、管理が十分でなく、汚職が氾濫し、文盲の消費者が何百万人もいる国では簡単に行なうことができ、認可を受けた小規模製薬会社が偽造薬を製造し、本物のパッケージで包装して正規品として販売するという例もある。多くの場合、「偽薬」は安い若しくは無害な粉や液体、使用期限を過ぎた本物の薬、又は政府供給機関から盗んだものから製造されている。新聞では偽造薬が原因と見られる死についてしばしば報道されているが、死亡者数について公式な数字はない。また、政府の倉庫で大量の模造薬が発見されたという報告もある。(2003 年 8 月 18 日、シンガポールストレイトタイムズ)